

受付番号  
(税関記入欄)

登録番号  
(税関記入欄)

事前教示に関する照会書(原産地照会用) 税関様式C第1000号-2

令和6年2月1日  東京税関長殿	照会者の 東京都港区霞が関 3-1-1 住所、氏名 財務商事株式会社	輸入者符号 1023004567089 0000  法人番号を記載してください。
	代理人の 東京都港区海岸 2-7-68 住所、氏名 カスタムインポートサービス	(担当者) 税關 一郎 (電話番号) 03-3599-xxxx

下記貨物の  WTO協定  経済連携協定(CPTPP)  特恵  その他( )  
税率適用に関する原産地について照会します。

協定名を記入してください。

品名 HS番号 銘柄・型番	履物 第6403.99号 3325525	輸入時に貨物を 特定できるように 記入してください。	製造地 ABC FOOTWEAR Co., Ltd	xxx xxx xxx, VIETNAM	輸入申告予定官署 東京税關 大井 出張所 神戸税關 本關
---------------------	----------------------------	----------------------------------	---------------------------------	-------------------------	---------------------------------------

照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input checked="" type="checkbox"/> 未到着	参考資料(返却の要) <input checked="" type="radio"/>	見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他 ( Statement of Country of Origin )
------	---	--	---

申告中の貨物や具体的ではない 貨物については照会できません。  輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投資又 は長期契約の予定の有無	契約: 2024年1月 輸入: 2024年4月頃 数量: 10,000足 金額: ¥2,000/足 特別注文: 無 長期契約予定	照会貨物に係る原産地事前教示実績(有) (事前教示番号)  照会貨物に係る品目分類事前教示実績(有) (事前教示番号)  類似貨物に係る輸入実績(有) (輸入申告番号及びその年月)
---	---	---

照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等)

他税関含め、実績がある場合は記入してください。

実績がない又は不明の場合は「無」に○を付してください。

財務商事株式会社はベトナムに所在する ABC FOOTWEAR Co., Ltd が同国において製造した履物を輸入します。  
原材料の原産地及び製造工程は別添資料を参照。

材料及び製造工程について  
記載してください。(別添でも可)

原産地認定に関する意見(  有  無 ) 意見があれば「有」に✓を付し、以下のように意見を記入してください。

本品は第64.03項に分類される履物であり、製造に使用されている原材料は全て第64類以外に分類されることから、品目別原産地規則である「第64.03項の产品への他の類の材料からの変更」を満たすことから、CPTPPにおける原産地であると考えます。

非公開期間の要否  
(原則公開です。  
裏面注意事項3. 参照)

要

非公開理由

非公開期間を設定する場合は「要」に  
○を付した上で、非公開理由及び  
非公開期間を記入してください。

非公開期間	( ) 日 (180日を超えない期間)	続	補足説明書	要求・提出、枚
-------	---------------------	---	-------	---------

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項目	「いいえ」がのると 受理ができません。	確認欄
1. 照会に係る貨物について		
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	<input type="radio"/> はい • いいえ	
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	<input type="radio"/> はい • いいえ	
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	<input type="radio"/> はい • いいえ	
2. 照会について		
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人、 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人、 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握している他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。	イ
3. 補足説明又は追加資料の提出について	該当する記号を 記入してください。	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	<input type="radio"/> はい • いいえ	
照会者又は その代理人	氏名又は名称  住所又は 所在地	カスタムインポートサービス  東京都港区海岸2-7-68

注 意 事 項

1. この照会書は、1部提出してください。「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式（A4判））に記載のうえ、添付してください。
  2. この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられることとなりますので、注意してください。
  3. 事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間（180日を超えない期間に限ります。）非公開とする必要がある場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。当該部分に該当すると考えられる内容については、照会書提出時に  
お知らせください。その際、税闘より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

非公開情報は照会書提出時にお知らせください

(規格 A 4 )

# Statement of Country of Origin

Jan. 20th, 2024

入手した情報の日付が古い場合、記載されている情報が最新のものかを確認してください。

## MATERIAL LIST

Product: shoes

Product Number: 3325525

HS CODE : 6403.99

Factory address: xxx xxx xxx, VIETNAM

使用されている原材料について記載してください。

Country of originとの記載はありますが、確認するための疎明資料がないためこれらの原材料が協定上の原産材料であるか否かは不明であり、その場合は当該原材料を非原産材料として扱います。

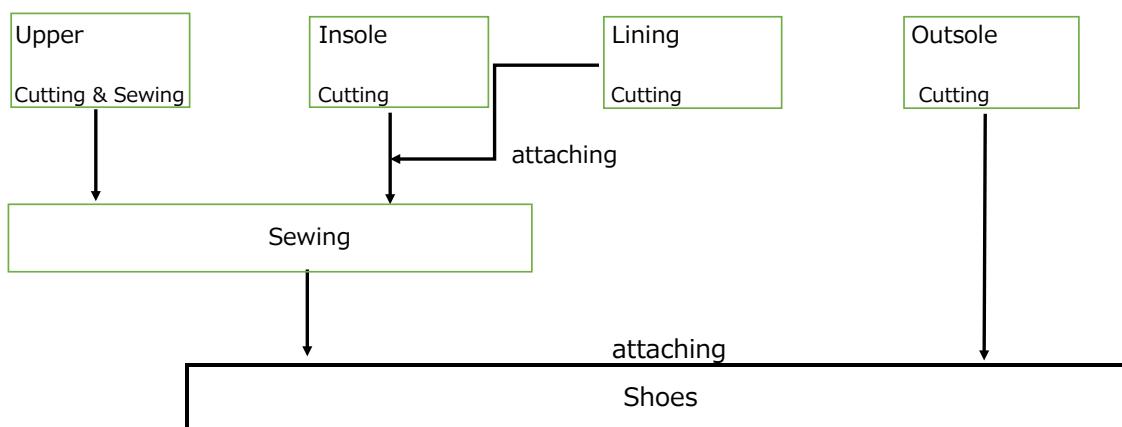
本品は非原産材料を使用して製造されているため、品目別原産地規則

(\*) を満たす必要がありますが、HSコードが記載されていることから、当該規則を満たしているかどうか確認できます。

NO.	Parts	MATERIAL	Country of Origin	HS CODE	Product Process
1	Upper	Leather	CHINA	4107	Cut in the factory
2	Outsole	Rubber	CHINA	4008	Cut in the factory
3	Insole	EVA	CHINA	3921	Cut in the factory
4	Woven Label	Polyester	VIETNAM	5807	Stich to insole in the factory
5	Thread	Nylon	CHINA	5508	Stich upper in the factory
6	Glue	PU	VIETNAM	3506	Attach sole parts in the factory
7	Lining	PU	VIETNAM	5903	Cut in the factory

## PRODUCT PROCESSING CHART

All Process are done in our factory.



一連の製造が締約国内で行われていることが製造工程から確認できます。

資料は情報を正確に把握できる者が作成してください。  
本件の場合、产品（履物）を製造している者が作成しています。

ABC FOOTWEAR Co.,Ltd  
xxx xxx xxx Hanoi, VIETNAM



(\*) 第64.03項の产品への他の類の材料からの変更又は第64.03項の产品への他の類の材料からの変更(第64.01項から第64.02項までの各項、第64.04項から第64.05項までの各項若しくは第6406.10号の材料又は第6406.90号の甲の組立て(木製のものを除く。)からの変更を除く。)及び域内原産割合が(a) 45%以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b) 55%以上(控除方式を用いる場合)であること。